

# 市民協働マニュアル

伊勢原市

# 目 次

## 第1章 協働を理解しよう

1. 市民協働マニュアル策定の目的	2
2. 協働が求められる背景・理由	3
3. 協働の効果	4
4. 協働の原則	5
5. 協働に適した領域とさまざまな協働のかたち	6
6. 協働の形態・種類	8

## 第2章 伊勢原市が進める協働事業

7. 「市民提案型協働事業」と 「行政提案型協働事業」の推進	12
8. 対象となる市民活動団体	13
9. 対象となる事業	14
10. 協働事業のながれ 「市民提案型協働事業」／「行政提案型協働事業(一般型)(専門型)」	15
11. 経費の考え方	18
12. 協働の想定事業	19
13. 協働事業の先進事例	20
○ 協定書見本	23
○ 事業評価シートの項目見本	25
○ 協働事業チェックシート(市民提案型 市民活動団体用)	26
○ 協働事業チェックシート(行政提案型 行政用)	27

※この市民協働マニュアルは、市民委員等で組織する「市民活動促進検討会議」で意見を聞きながら、伊勢原市が作成しました。

# 第1章 協働を理解しよう

---

# 1. 市民協働マニュアル策定の目的

「市民協働」とは、これまでのように行政が一元的に公的なサービスを担うのではなく、市民、市民活動団体、事業者等と市が、同じ目的に向かって、対等の立場で、互いの役割と責任を分担し、補完・協力してまちづくりを進めることです。（平成19年7月策定「伊勢原市市民活動促進指針」より）

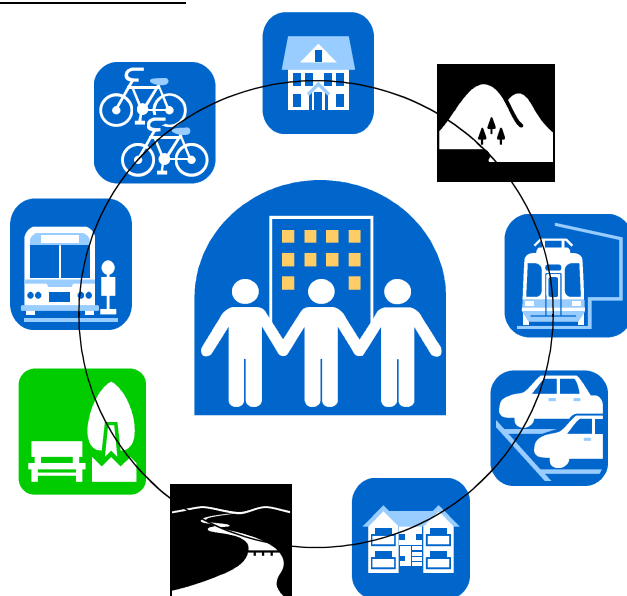
伊勢原市では、こうした「市民協働」を円滑に推進していくことを目的として、この市民協働マニュアルを作成しました。

第1章の「協働を理解しよう」では、協働が求められる理由や協働の原則など、協働事業を進めるにあたっての基本的な理解に関する内容を説明しています。

また、第2章の「伊勢原市が進める協働事業」では、市民活動団体から協働事業の企画提案を行う「市民提案型協働事業制度」と、行政から協働事業の企画提案を行う「行政提案型協働事業制度」を円滑に進められるよう、その対象事業や手順等を示しました。この2つの事業は、市が市民とともに協働を推進するための新しい制度です。

なお、この市民協働マニュアルは、今後も市民活動団体や行政などから幅広く意見を伺い、双方がより活用しやすいように継続的に改善していきたいと考えています。

## 協働で進めるまちづくり



## 2. 協働が求められる背景・理由

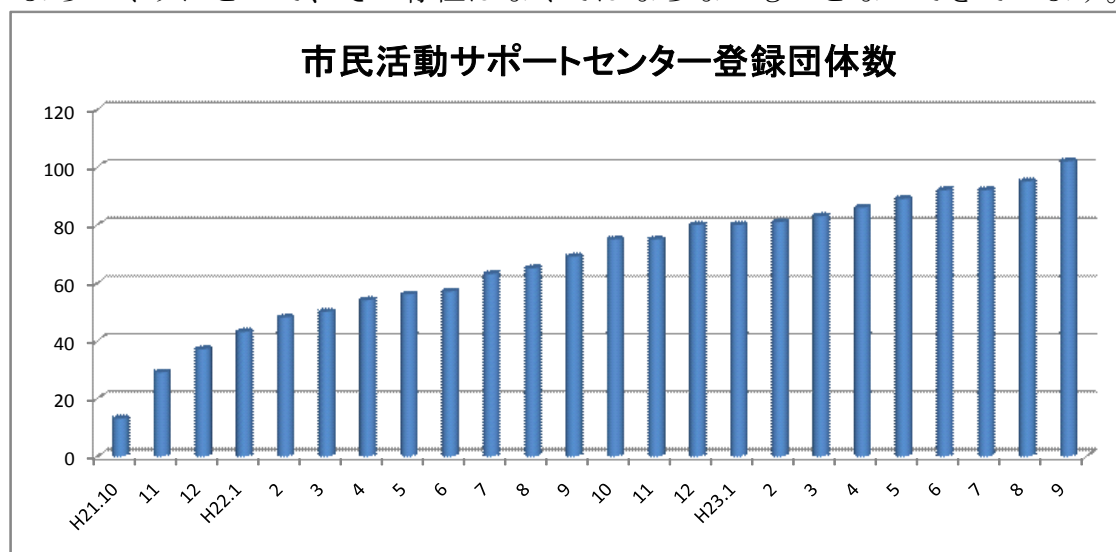
さまざまな市民ニーズに応じていくため、市民で構成する市民活動団体と市とが協働して、質の高い、多様なサービスを実施していく必要があります。

### (1) 多様化・複雑化する市民ニーズへの対応

社会的な課題や市民のニーズが多様化・複雑化する中で、これらの課題やニーズに対して、公平性や一律性を重視せざるを得ない行政サービスの限界や、組織の人員面、財政面での制約などから、そのすべてを行政が担うことは著しく困難な状況となってきています。

### (2) 活発化する市民活動

一方で、市民が主体となってNPO法人をはじめとする多くの市民活動団体が形成され、その特性を活かし様々な社会貢献活動や公的なサービスの提供が行われるようになってきました。市内でも様々な分野で市民活動が行われており、市民主体のまちづくりにとって、その存在はなくてはならないものとなってきています。



平成21年10月にオープンした「いせはら市民活動サポートセンター」の団体登録者数は、H23年9月末現在102団体となっています。

### (3) 市民主体のまちづくりの必要性

また、近年はいわゆる団塊の世代の大量退職が進み、市民活動の担い手になりうる市民が増えつつあるとともに、「自分自身の生きがいのため」や「自分の知識や経験を活かす機会がほしい」などの理由により、地域活動を通して社会に貢献したいという意識が高まってきています。

このように、市民の活力を活かしながら市民が主体となって、行政とともにまちづくりを進めることが地域の課題解決にとってますます重要であると考えられます。

## 3. 協働の効果

協働を進めていくことで、次のような効果が考えられます。

### (1) 行政にとっては、

#### ○多様なニーズに対するきめ細やかで柔軟なサービスの提供

行政課題が多様化、専門化し、地域性、即応性のあるサービスが求められる中、各分野で専門性や先駆性を持ち、市民ニーズの迅速な把握や柔軟な対応が可能な市民活動団体と行政が協働することで、一歩進んだ発想を取り入れたきめ細やかで、柔軟なサービスの提供が可能になると考えられます。

#### ○行政の効率化、体質改善

社会的な課題を自発的に解決しようとするミッション（社会的使命）に基づいて活動する市民活動団体と協働することで、高い相乗効果が生まれ、結果として限られた経費でもサービスの質が向上し、効率化が図られることが期待できます。また、協働を進める過程で、市民活動団体からの提案や新たな課題の発見などを通じ、新たな事業の実施や既存事務事業の見直しにつながると考えられ、行政の経営改善が図られます。

### (2) 市民にとっては、

#### ○市民参加の一層の促進

行政の施策に対して意見を表明する段階から、行政とともに同じ目的に向かって、対等の立場で、互いの役割と責任を分担し、補完・協力していくことは、行政の施策の実施過程への参加のみならず、地域の課題解決、まちづくりに向けた一層の市民参加の実現につながることであります。

#### ○市民主体のまちづくりの推進

市民活動団体は、市と協働することで行政の持つ知識やノウハウを吸収することができ、新たな人脈・ネットワークを形成したり、運営能力が向上するなど、団体としての成長が促進されます。このような団体が多様な分野で実績を重ねていく中で、市民のまちづくりへの参加意識が向上するとともに、地域全体の課題解決力が高まり、市民主体のまちづくりが推進されるものと期待されます。

## 4. 協働の原則

協働を円滑に進めて行くには、市民活動団体と市との間に協働のためのルールが必要となります。そこで、次の原則をお互いに理解し、例えば協定書を取り交わすなど、ルールを明文化することが重要となります。

(1) 対等の原則	協働の主体は、双方が同じ課題解決の当事者であると認識し、それぞれの役割分担に応じて対等のパートナーとして取り組むことが必要です。
(2) 目的共有の原則	協働の主体は、協働により達成しようとする目的を双方で共有するとともに、実施の各段階で目的を明確にしたうえで、常に再確認しながら事業を進めることが必要です。
(3) 相互理解・ 相互補完の原則	協働の主体は、対話や情報交換を通じて相互理解に努め信頼関係を築くとともに、互いの長所・短所を認識した上で、それを相互に補い合うという意識・姿勢が必要です。
(4) 相互変容・ 相互成長の原則	協働の主体は、協働により「共に学び」「共に変わり」「共に成長する」という意識や姿勢を持ち、それらを実現していくことが必要です。
(5) 自主性尊重の 原則	協働の主体は、それぞれが独立した存在であり、互いの違いや特性を認め、自主性・主体性を尊重しながら事業を進めることが必要です。
(6) 責任明確化と 成果共有の原則	協働の主体は、互いの役割分担や責任の所在を明確化するとともに、協働で実施した事業の成果について共有することが必要です。
(7) 公平性・透明性 確保の原則	協働に参加する機会は、様々な主体に公平に開かれている必要があります。また、協働する相手方の選定基準や選定方法、実施のプロセス、成果に関する情報は市民に公開し、その透明性を確保することが必要です。
(8) 時限性と評価の 原則	特定の団体との癒着や惰性的な状況が生じるのを防止するため、協働事業の実施には一定の期限を設けるとともに、事業の成果については協働の主体がそれぞれ評価・検証を行い、次へのステップや改善に反映していくことが必要です。

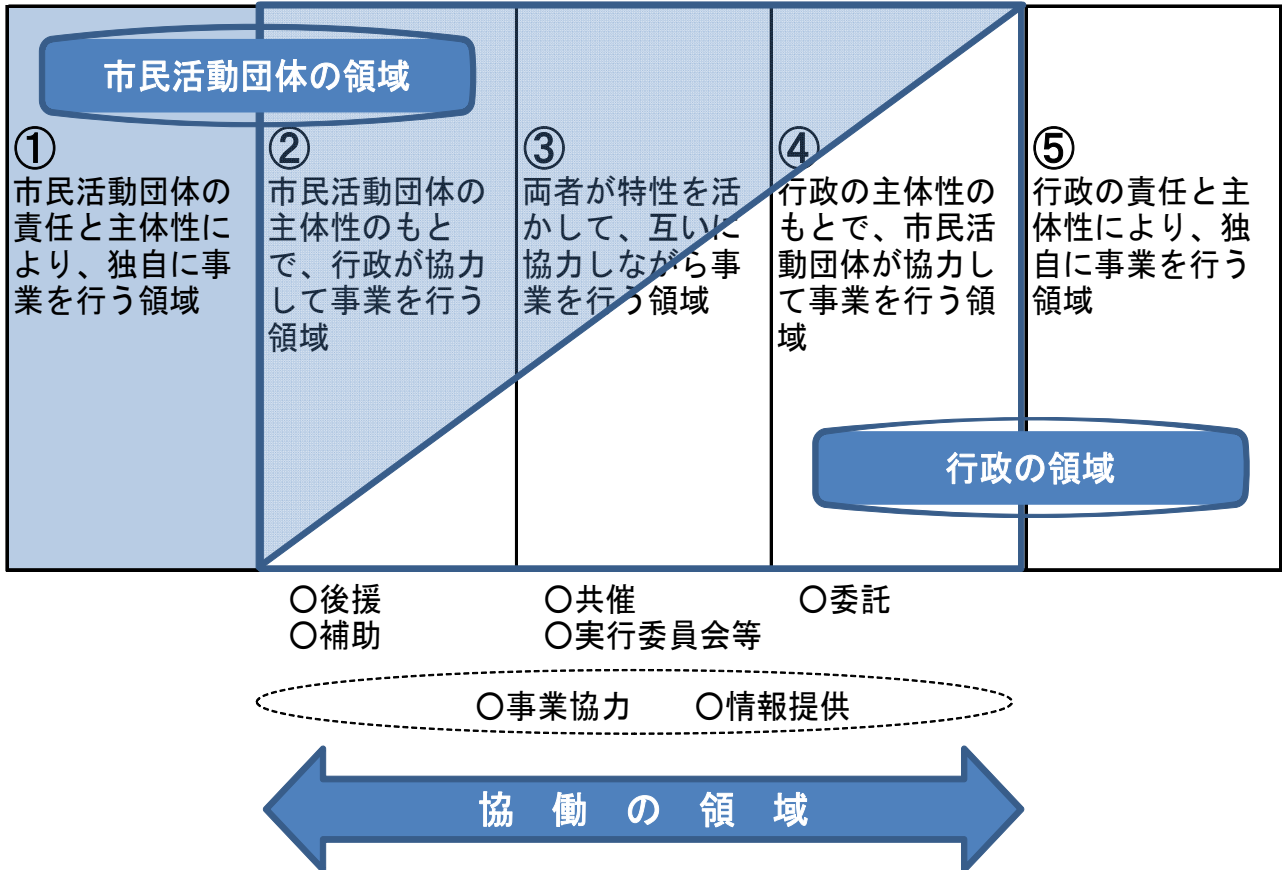
## 5. 協働の領域とさまざまな協働のかたち

協働を進めるうえで、さまざまな協働のかたちが考えられます。事業をより効果的に進めるためには、市民活動団体と市の役割、事業が目指す方向を考えながら、適切な協働の関係づくりに努めていくことが必要になります。

### (1) 協働の領域

市民活動団体と行政は、それぞれの存在目的と使命に基づき事業を行っていますが、市民活動団体が行っている事業には公共性を持つものがあり、行政が行う施策や事業と目的や対象が重なり合う部分があります。この部分が協働ができる領域であり、このことについて概念的に整理すると、概ね次のとおりになると考えられます。

### 《 協働の領域の概念図 》

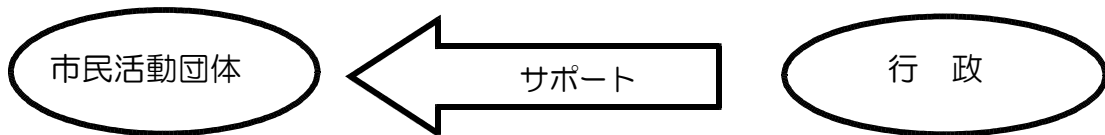




(2) さまざまな協働のかたち

前ページの図にあるように協働の領域があり、さまざまな協働のかたちがあります。協働の事業を企画するときには、事業にふさわしい協働の関係を把握・検討することで、事業をより効果的に進めることができると考えています。

②型：市民活動団体の活動や事業を行政がサポート



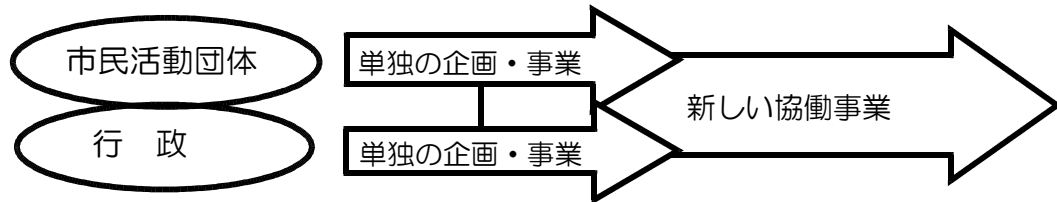
③型1：初期段階から市民活動団体と行政が協働

～事業の企画・実施までを市民と行政が協働で行う場合～



③型2：市民活動団体と行政それぞれの単独の企画や事業を連動させる

～単独の企画や事業に合わせて新しい事業をつくる場合～



④型：行政が実施する事業への市民活動団体の参加・参画

～行政が参加・参画を呼びかける場合～



## 6. 協働の形態・種類

協働の形態には次のようなものが考えられ、これまでも市の要綱などに基づいて制度の運用がなされてきました。

形態	概要	市における事業例
共催	市民活動団体と市が共に主催者となって、共同で事業を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種講演会</li> <li>・いせはら環境展</li> <li>・男女共同参画フォーラム</li> <li>・ふれあい福祉まつり</li> <li>・子ども読書フェスタ など</li> </ul>
<b>【留意点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○企画段階からの協働が可能であり、相互理解が深まり、信頼関係が醸成されやすい。</li> <li>○協働主体のそれぞれが持つノウハウやネットワークが活用できる。</li> <li>○協働主体の一方が主導したり役割分担が偏らないようにする必要がある。</li> </ul>		
<b>【現在の運用基準等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「伊勢原市共催等承認事務取扱要綱」に基づき、各担当課において運用している。</li> <li>各種団体が行う事業に対して、当該団体からの要請により、市が共催するケースが多い。</li> </ul>		

形態	概要	市における事業例
後援	市民活動団体が主体となって行う事業が、市の政策目的に合致する場合、市が後援名義の使用を認めてその事業を支援すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種講演会</li> <li>・農業まつり</li> <li>・いせはら市民平和のつどい</li> <li>・子ども虐待防止シンポジウム</li> <li>・子ども福祉講座</li> <li>・いせはら芸術花火大会 など</li> </ul>
<b>【留意点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○行政が後援することで、市民活動団体等が行う事業の社会的信用が高まり、当該事業についての市民の理解・参加が促進されやすくなる。</li> <li>○後援は団体ではなく事業に対して行い、事業ごとに公益性の有無を判断のうえで行う必要がある。</li> </ul>		
<b>【現在の運用基準等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「伊勢原市共催等承認事務取扱要綱」及び「伊勢原市教育委員会名義後援事務取扱要綱」に基づき、各担当課において運用している。</li> <li>各種団体が行う事業に対して、当該団体からの要請により、市が後援するケースが多い。</li> </ul>		

形態	概要	市における事業例
<b>実行委員会等</b>	市民活動団体と市が実行委員会や協議会等を設立し、事業を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湘南里川づくり</li> <li>・国際交流委員会</li> <li>・観光道灌まつり実行委員会</li> <li>・地域包括ケア推進事業 など</li> </ul>

**【留意点】**

- 特定の事業を実施するために組織化されており、目的が明確で共有しやすい。
- 企画段階からの協働が可能であり、相互理解が深まり、信頼関係が醸成されやすい。
- 協働主体のそれぞれが持つノウハウやネットワークが活用できる。
- 集団で意思決定を行うため、責任の所在が曖昧にならないよう、互いの役割と責任を明確化しておく必要がある。

**【現在の運用基準等】**

- 関係団体等と調整しながら実行委員会等を組織して事業を実施している。事業に応じた実行委員会の規約等を制定し、市が事務局となって運用しているケースが多い。

形態	概要	市における事業例
<b>事業協力</b>	市民活動団体と市が、双方が持つ人材・情報・ノウハウ等を提供し合い、それぞれの特性を活かせるような役割分担をして、一定期間、継続的な関係により事業を協力して行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合防災訓練、夜間避難所生活体験訓練</li> <li>・公園愛護会活動支援</li> <li>・草刈りボランティア など</li> </ul>

**【留意点】**

- 互いの特性を活かされ、単独で実施するよりも効果の高い事業を実施できる。
- 協働主体のそれぞれが持つノウハウやネットワークが活用できる。
- 双方が十分協議の上、目的や役割分担を明確化し、協定を締結することが必要。

**【現在の運用基準等】**

- 関係団体等と調整しながら、一定期間継続して事業を協力して行う。現在は、市が実施要領等を策定して、各種団体ごとに事業協力を依頼しているケースが多い。

形態	概要	市における事業例
<b>情報提供・意見交換</b>	市民活動団体と市が事業を行う際に、互いの持つ情報を提供し合ったり、意見の交換等を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり協定の運営及び管理 など</li> </ul>

**【留意点】**

- 互いの情報を提供し交換し合うことで、情報収集の効率化や情報の共有化が進み、事業効果を高めることができる。新たな地域課題の発見、市民ニーズの把握につながる。
- 意見を交換することで、互いの考え方の共通点や相違点が明確になり、相互理解と信頼関係の構築につながる。

**【現在の運用基準等】**

- 担当の所属において、フォーラムや市民会議を企画し、広報やチラシ、ホームページ等で市民の参加を呼びかけている。

形態	概要	市における事業例
補助	市民活動団体が主体となって行う公益性の高い事業に対し、市が資金面で協力すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敬老事業助成事業</li> <li>・公園美化推進活動謝礼金交付</li> <li>・養護学校通学援助事業 など</li> </ul>
<b>【留意点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○行政が対応しにくい事業やきめ細やかなサービスを行う事業を支援することで、事業効果が高まり、市民ニーズに即した多様なサービスが提供できる。</li> <li>○市民活動団体等の運営基盤の強化、団体の成長につながり、市民活動が促進される。</li> <li>○補助金を継続的に交付すると、行政依存になり団体の自主性・自立性が希薄化するため、時限性を持つ必要がある。</li> </ul>		
<b>【現在の運用基準等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「伊勢原市補助金等の交付規則」に基づき、各所属で各事業に応じた「補助金交付要綱」等を制定して運用している。</li> </ul>		

形態	概要	市における事業例
委託(協働型)	市が実施すべき事業であるが、市民活動団体の専門性、先駆性、柔軟性などの特性や能力を活かしたほうがより良い成果やサービスが期待できるときに、その全部または一部を委ねること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉館の管理</li> <li>・ふれあいミニサロン事業</li> <li>・紙おむつ等配送事業</li> <li>・寝たきり老人理髪サービス事業 など</li> </ul>
<b>【留意点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市民活動団体が持つ特性が発揮されることで、行政では難しい創造的・先駆的な取組や、市民ニーズに沿ったきめ細やかで多様なサービスが期待される。</li> <li>○通常の委託のように行政側があらかじめ仕様を定め提示するのではなく、市民活動団体の特性や意見を参考にしながら柔軟な形で仕様書を作成するなどの工夫が必要。</li> </ul>		
<b>【現在の運用基準等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○専門性や地域性など、特性が必要な事業や施設管理等に関して、一定の団体に事業を委託している。委託にあたっては、担当する所属と団体で、委託契約を締結している。</li> </ul>		

## **第2章 伊勢原市が進める協働事業**

---

## 7. 「市民提案型協働事業制度」と 「行政提案型協働事業制度」の推進

伊勢原市では、今後の市と市民活動団体との協働事業を推進していくため、次の2つの制度を進めていきます。

### ◇市民提案型協働事業制度

○市民（市民活動団体）が企画・立案するもので、市と協働で事業を行うことにより、地域の課題解決または市民生活の向上に寄与するもの

### ◇行政提案型協働事業制度

○市が現在実施しているかまたはこれから実施する事業のうち、市から市民活動団体へ提案して協働を呼びかけるもの

#### 【仕組み】

区 分	市民提案型協働事業制度	行政提案型協働事業制度(一般型)	行政提案型協働事業制度(専門型)
提案 (提案内容)	市民（市民活動団体）からの企画・立案（地域の課題解決、市民生活の向上に寄与するもの）	担当所属でテーマ、計画、事業等の概要を設定（目標達成に市民協働が必要なもの、市民協働により効果が生まれるもの）	高い専門性が必要となる事業について担当所属でテーマ、計画、事業等の概要を設定（目標達成に市民協働が必要なもの、市民協働により効果が生まれるもの）
提案方法	市民（市民活動団体）が担当所属または市民協働課へ提案（提案書の提出）	担当所属がホームページ等で事業に対する事業提案又は参画提案を公募	市民団体に対し、市が直接、テーマ、計画、事業等の概要を提示
提案時期	随時	随時	随時
実施決定	提案事業を市において精査した上、事業提案の採用、不採用を決定	提案書を市において精査した上、採用、不採用を決定	提案書を市において精査した上、採用、不採用を決定
事業実施	役割分担を明確にした協定書を締結し、事業実施	役割分担を明確にした協定書を締結し、事業実施	役割分担を明確にした協定書を締結し、事業実施
事業評価	事業終了後に事業評価を行い公表する (事業評価シートの作成)	事業終了後に事業評価を行い公表する (事業評価シートの作成)	事業終了後に事業評価を行い公表する (事業評価シートの作成)

○提案時期については、協働事業の促進や事業実施の柔軟性を考慮し、特に当面は期間等は設けず、随時受け付けることとする。

## 8. 対象となる市民活動団体

伊勢原市が進める市民提案型協働事業制度及び行政提案型協働事業制度で、協働する市民活動団体としては、原則として、次のいずれの要件も満たす団体とします。

※行政提案型協働事業（専門型）の場合を除く

1. 5人以上の団体で、構成員の2分の1以上が市内に在住・在勤・在学
2. 活動拠点が市内である
3. 運営に関する会則等があり、適正な会計処理が行われている

〇市では、協働する市民活動団体として次の4種類の団体を想定しています。

### 1. 特定非営利活動法人（NPO法人）

特定非営利活動促進法で法人として認証された公益法人団体

### 2. 市民活動団体・ボランティア団体

法人格を持っていない任意団体などで、営利を目的とせず、自発的に幅広く活動を進めている団体

### 3. 地域コミュニティ組織

地域住民で構成され、自治会などの地域活動の拠点となる組織

### 4. その他の市民活動団体等

小・中・高等学校など教育機関や大学など教育・研究機関  
社会福祉法人、財団法人、社団法人などの公益団体  
企業や商店などの民間の事業者  
商店会、商工会、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの団体

## 9. 対象となる事業

伊勢原市が進める市民提案型協働事業制度及び行政提案型協働事業制度による協働事業は、原則単年度事業（毎年度審査を経て継続可）で、次の要件のいずれにも該当する事業とします。

1. 市民が受益者となる公益的な事業
2. 市民活動団体の先駆性、専門性等の特性を活かした事業
3. 市民活動団体と行政の役割分担が明確かつ妥当であり、協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業
4. 原則として、協働事業の実施年度において、市の他の制度による補助金等の対象になっていないもの  
(県などの制度による補助金等の対象になっている場合はご相談ください)

前の項目にかかわらず、次のいずれかに該当するときは提案できません。

- 公序良俗に反するもの
- 営利を目的とするもの
- 政治・宗教に関する活動を目的とするもの

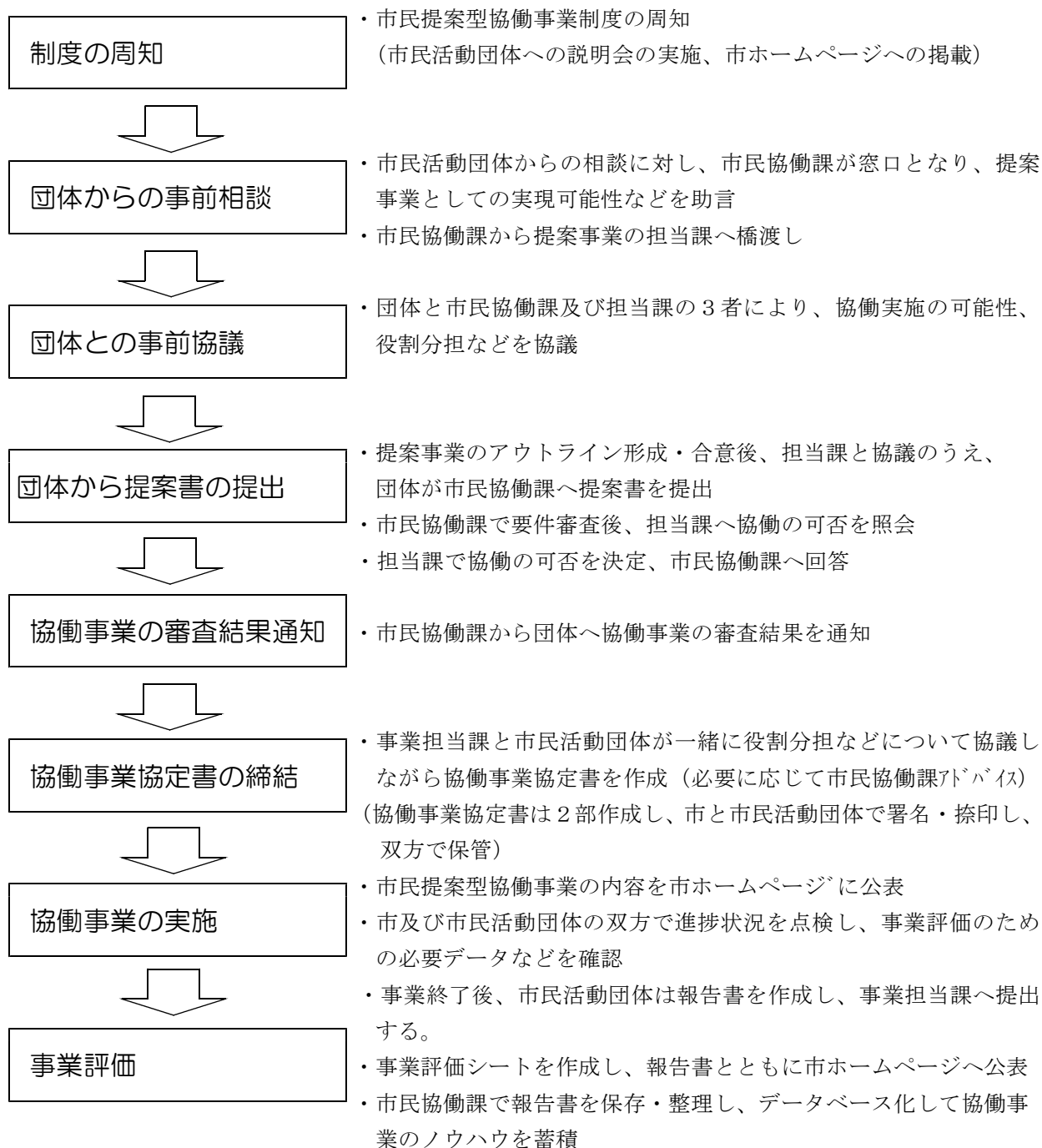


## 10. 協働事業のながれ

### (1) 市民提案型協働事業制度

市民（市民活動団体）が企画・立案するもので、市と協働で事業を行うことにより、地域の課題解決または市民生活の向上に寄与するものです。市民活動団体が自ら持つ問題意識などを背景に地域課題等を見つけ、行政との協働により解決を図ります。

### 【市民提案型協働事業制度のながれ】～提案時期は随時～

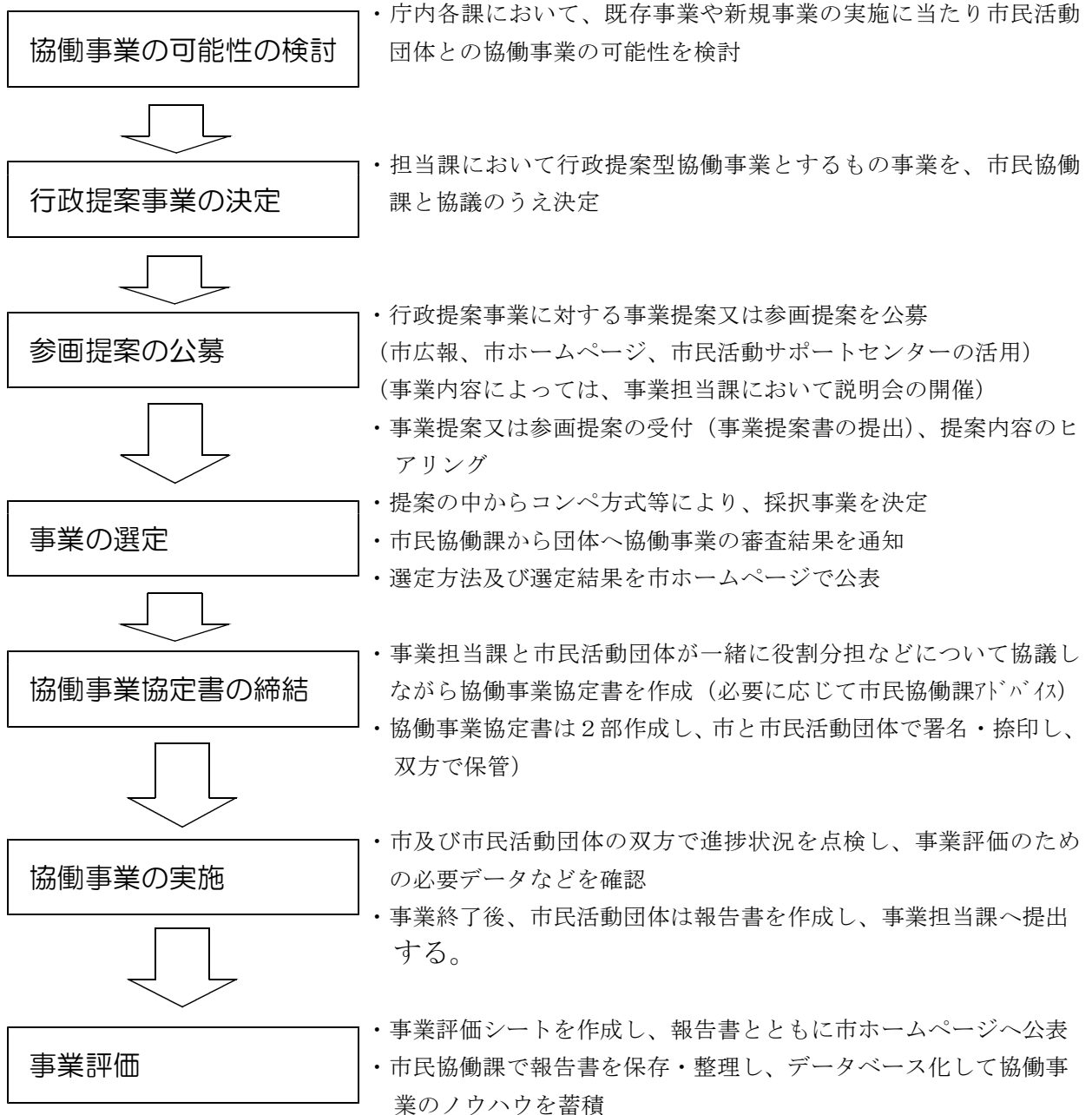


## (2) 行政提案型協働事業制度

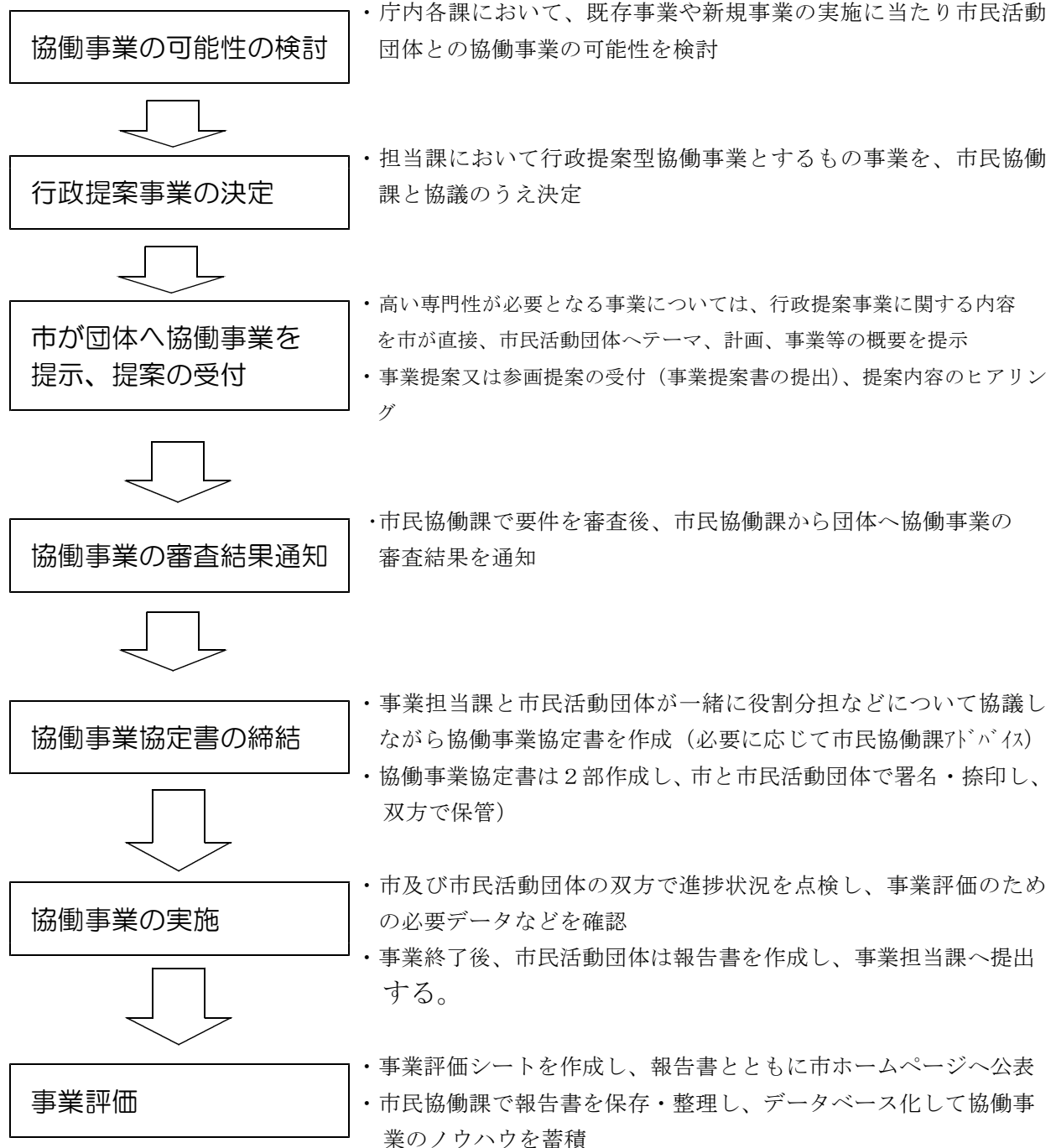
市が現在実施している、またはこれから実施する事業のうち、市から市民活動団体へ提案して協働を呼びかけるものです。既存の事業や、今まで行政単独では解決が困難であった新規事業について、市から課題を投げかけ、市民活動団体から事業提案を受け付けます(一般型)。また、高い専門性が必要となる事業については、高い専門性を持つ市民活動団体に対し、市が直接、テーマ、計画、事業等の概要を示し、それを基に市民活動団体が事業提案又は参画提案を受け付けます(専門型)。

### 【行政提案型協働事業制度のながれ】

#### 一般型



## 専門型



# 11. 経費の考え方

協働事業を進めていくうえでの経費の考え方について、以下の例をひとつの基準としますが、実際の事業実施にあたっては担当の所属と十分な協議が必要になります。

## (1) 事業費の費目内容例

協働事業に係る事業費については、実際に必要な金額を算出し、算出根拠を明確にして積算する必要があります。市が負担できる事業費の費目内容例は次のとおりです。なお、協働事業実施後に余剰金が生じた場合には、返還していただきます。

項目	市の負担の対象となる例	対象とならない例
事務用品	・対象事業に必要な事務用品	
食糧費		・会議、事業終了後の懇親会等の茶菓子代、飲食代 ・スタッフなどの飲食代
賃金	・対象事業のため業務に従事した賃金	・恒常的に雇用している事務局職員の賃金
謝金	・講師、外部の活動協力者への謝金（交通費は謝金に含めてください）	
印刷費	・対象事業のためのポスター、パンフレットの作成 ・対象事業に必要な資料等を作成するためのコピー代	・対象事業以外の印刷費等
通信費	・対象事業のための切手代や郵送料、宅配便代、運送代	・電話代、インターネット代等
保険料	・対象事業の講師、参加者の保険料	・個人の生命保険料、車の損害保険料
旅費・交通費	・対象事業に必要な調査や、打合せなどに係る交通費等	・対象事業に直接係らない交通費
使用料・借り上げ料	・対象事業のための会場使用料、物品レンタル料 ・バス等の借り上げ料	・団体が自ら使用している施設等の使用料及び借り上げ料、定例的に行う会場の会場使用料等

※備品や器具を購入する際は、申請時に御相談ください。

## (2) 事業費の算出と予算計上

事業費の算出は、市民活動団体と行政の双方で十分協議のうえ、原則、提案団体が積算し、収支予算書を作成します。

採択の決まった事業は、原則として、市民提案型協働事業に関しては市民協働課、行政提案型協働事業については事業担当課がそれぞれ予算化して支出することになります。

※ なお、「協働」の本来の目的は、市民活動団体と行政が双方の特性を活かし、より質が高く、効果的な成果を見出していくことであり、したがって、結果として公費節減につながることはありませんが、経費節減が本来の目的ということではありません。

## 12. 協働の想定事業

協働事業としては、次のようなものが考えられます。

### (1) きめ細かく柔軟なサービスを提供する事業

行政は均一なサービスを公平に提供する必要がありますが、協働事業とすることで、多様なニーズに対して、きめ細かく柔軟なサービスを提供することが期待できます。

●具体例：子育て支援、障害者支援、高齢者の生きがいづくり、介護相談等

### (2) 特定の分野に専門性を必要とする事業

特定の分野で専門知識やネットワークを有する市民活動団体と協働することで、多彩な発想やノウハウによる事業効果が期待できます。

●具体例：市民活動団体の運営支援、難病の支援、傾聴ボランティア育成等

### (3) 市民活動団体が先駆的に取り組んでいる事業

市民活動団体が先駆的に取り組んでいる事業の場合、その積み重ねられたノウハウを活かすことによって事業効果が期待できます。

●具体例：子ども虐待防止、ニート防止、DV防止、ポータルサイト運営等

### (4) 地域の実情に合わせながら進める事業

地域に根ざした活動をしている市民活動団体と協働することで、地域の実情を踏まえた事業の実施が可能となります。

●具体例：防災講座、まちの景観づくり、愛着ある道路・河川づくり等

### (5) 市民が主体的に活動する事業

市民が当事者として、社会的な問題を身近なものとして捉え、主体的に活動することにより、その活動が普及した展開が期待できます。

●具体例：ゴミの減量等、外国籍市民への支援、子どもへの読書普及活動等

## 13. 協働事業の先進事例

神奈川県内の各市においては、すでにさまざまな事業が市民活動団体との協働で行われています。ここでは、先進的な事例をいくつか紹介します。

(1) 市民提案型協働事業の事例（内容は各市のホームページより抜粋しています。）

傾聴ボランティア育成派遣事業	行政／藤沢市 高齢福祉課 団体／NPO法人 シニアライフセラピー研究所
<b>【事業概要】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「傾聴ボランティア養成講座」を実施し、様々な場で傾聴ボランティアが活躍できるようにする。</li> <li>・地域福祉の新しい担い手として、全国に普及するようなモデルを築く。</li> </ul>	

英字新聞チガサキブリーズ (茅ヶ崎のそよ風) の発行	行政／茅ヶ崎市 秘書広報課、文化推進課 団体／茅ヶ崎市国際交流協会
<b>【事業概要】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・英字新聞を発行し、行政、生活、歴史、文化、市民、イベント情報を主に外国籍市民等を対象として提供していく。</li> </ul>	

茅ヶ崎農業ポータルサイト事業	行政／茅ヶ崎市 農業水産課、産業振興課、秘書広報課 団体／NPO法人 湘南スタイル
<b>【事業概要】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業情報のポータルサイト「おいしい茅ヶ崎」に市の農業情報と団体が保有する情報等を、市民が見やすく情報を引き出しやすい形で提供する。さらに、メールマガジンや紙媒体の情報発信も行う。</li> </ul>	



西鶴間・上草柳に乗合バスを走らせよう！	行政／大和市 街づくり総務課 団体／のりあい運行委員会
<b>【事業概要】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通不便地域に乗合バスを創出してコースを決定し、道幅に考慮した大きさのバスを走らせることにより、日頃、外出困難な人やタクシー等を使わなければならない人たちの交通手段とする。</li> </ul>	

子育て家庭サポート事業	行政／大和市 保育家庭課 団体／NPO法人 ワークスコレクティブ チャイルドケア
<b>【事業概要】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て中の保護者が社会的理由等により一時的に育児ができない場合に、子どもの預かりや保育園・幼稚園の送り迎えなどを行う。</li> <li>親が産褥中の家事援助等のコーディネートを行う。</li> </ul>	



(2) 行政提案型協働事業の事例（内容は各市のホームページより抜粋しています。）

健康メッセ（仮称）の協働開催事業	行政／藤沢市 地域保健課 団体／NPO法人 湘南ふじさわシニアネット
<b>【事業概要】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民との協働による健康づくりの推進を目的に、「健康メッセ（仮称）」を開催して、健康づくりに関する普及啓発、市民活動団体等の紹介や日頃の活動発表、情報交換、意見交換の場を設ける。</li> </ul>	

緑地（里地里山）保全活動事業	行政／藤沢市 公園みどり課 団体／NPO法人 藤沢グリーンスタッフの会
<b>【事業概要】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市有緑地の下草刈り等の保全活動、及び里山保全ボランティア養成講座を開催し、緑地保全の市民意識の醸成と市民ボランティアの育成を図る。</li> </ul>	

冒険遊び場事業	行政／茅ヶ崎市 青少年課 団体／茅ヶ崎に冒険あそび場をつくろう会
【事業概要】 ・ 青少年の育成及び子どもの多様な居場所づくりを目的とした冒険遊び場の開設及び運営を行う。	

雨水貯留タンク設置の普及啓発事業	行政／茅ヶ崎市 下水道河川建設課 団体／「生きのこれ川」の応援団
【事業概要】 ・ 雨水貯留タンク設置の普及啓発を目的とした講演会、設置相談会や市の補助金等の説明会を実施するほか、パンフレットの作成や使い方指導などの普及活動を行う。	

地域防犯活動「レベルアップ」事業	行政／大和市 安全なまちづくり課 団体／NPO法人 日本ガーディアン・エンジェルス 神奈川本部大和支部
【事業概要】 ・ 地域防犯活動に協働という手法を取り入れることにより、専門的な知識や技術など質の高いサービスを地域の自主防犯活動団体に提供し、安全に暮らせるまちをめざす。 ・ 防犯活動に対するアドバイス、防犯活動に関する講演会 ・ 地域安全マップづくり、地域防犯活動のレベルアップにつながる活動の実施	

男女共同参画推進紙芝居製作及び啓発事業	行政／平塚市 人権・男女共同参画課 団体／平塚てづくり紙芝居の会
【事業概要】 ・ 保育園や幼稚園の年長児を対象に、男女共同参画をテーマにした紙芝居を作成、上演し、意識の啓発を行う。	





## 協定書見本

### 「(事業名)」に関する協定書

伊勢原市（以下「市」といいます。）と〇〇〇〇（以下「団体」といいます。）は、「(事業名)」（以下「事業」といいます。）に関し、次のとおり協定を締結します。

#### 1 協定の目的

本協定は、事業を行うに当たり、団体と市との間の関係や役割分担、相互協力の内容などを定めるものです。

#### 2 協働に関する原則

市と団体とは、協働の精神に基づいて、お互いに次の原則を遵守します。

- (1) お互いが対等かつ協力的な関係を保つよう心がけます。
- (2) お互いの立場を理解・尊重し、自由に意見を交換できる関係をつくります。
- (3) お互いの活動を理解し、その主体性・自主性を尊重します。
- (4) 個人情報の保護に考慮しながら、協働の過程や結果等の情報を公開し、市民の理解を得るよう努めます。
- (5) 多様な市民の意見を集め、中立性・公平性を担保します。
- (6) 一定の時期に事業の効果を検証・評価し、改善を行うとともに、事業の継続の可否についても検討します。

#### 3 役割と責務

##### (1) 市の役割と責務

###### ア 情報提供

市は、団体に対し事業の実施に必要な情報の収集、提供及び公開をします。

###### イ 分担業務

- i 「〇〇事業」開催のための会場及び手話通訳者を確保します。
- ii 「〇〇事業」の広報を行います。
- iii 〇〇〇を行います。

###### ウ 経費の負担

市は、別紙の定める経費を予算の範囲内で負担します。

###### エ 報告書に関すること。

市は、団体が作成した報告書の内容を真摯に検討し、市政に活かすよう努めます。

###### オ 〇〇〇〇

・・・・・・・・

##### (2) 団体の役割と責務

###### ア 情報提供

団体は、市に対し事業の実施に必要な情報の収集、提供及び公開をします。

###### イ 分担業務

- i 「〇〇事業」に係る講師及びパネリストの選出を行います。
- ii 「〇〇事業」開催当日の運営を行います。
- iii 〇〇〇を行います。

###### ウ 経費の負担

団体は、別紙の定める経費を負担します。

エ 情報公開

団体は、事業実施の経過・内容・成果などについて、より多くの市民の目に触れるように広く一般に情報公開や情報提供をします。

オ 個人情報の保護

団体は、事業を実施する上で知り得た情報のうち、プライバシーに関するものなどについては、市の個人情報保護条例に基づいて個人情報の保護を行います。

カ 報告書の提出

団体は、〇〇〇の内容及びその手法等についての報告書を作成し、これを市に提出します。

ク 〇〇〇〇

・・・・・・・・

4 相互の連絡調整

団体と市は、相互の連絡調整を円滑に行うため、適宜、連絡調整会議を開催して協議します。

5 協定の有効期限

本協定の有効期限は、〇年〇月〇日までとします。

6 事業の評価等

団体と市とは、事業の実施後（〇年〇月〇日までにおける）事業の評価を行います。また、事業の実施状況を市民に報告する義務を負うものとします。

7 その他

本協定に定めのない事項で、事業を実施する上で必要と認められるものについては、団体と市とが協議して定めるものとします。

〇年〇月〇日

伊勢原市田中 3 4 8 番地

伊勢原市長 印

団体 住所

団体名 代表者 印

~~~~~  
<協働事業と個人情報保護>

協働事業を行うにあたり、市が持っている事業に関する情報を公開することは当然ですが、その場合も個人情報の取り扱いについては、個人情報保護の観点から慎重に扱わなければなりません。

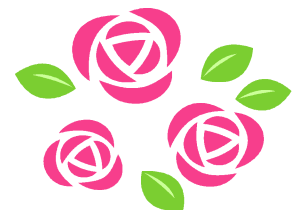
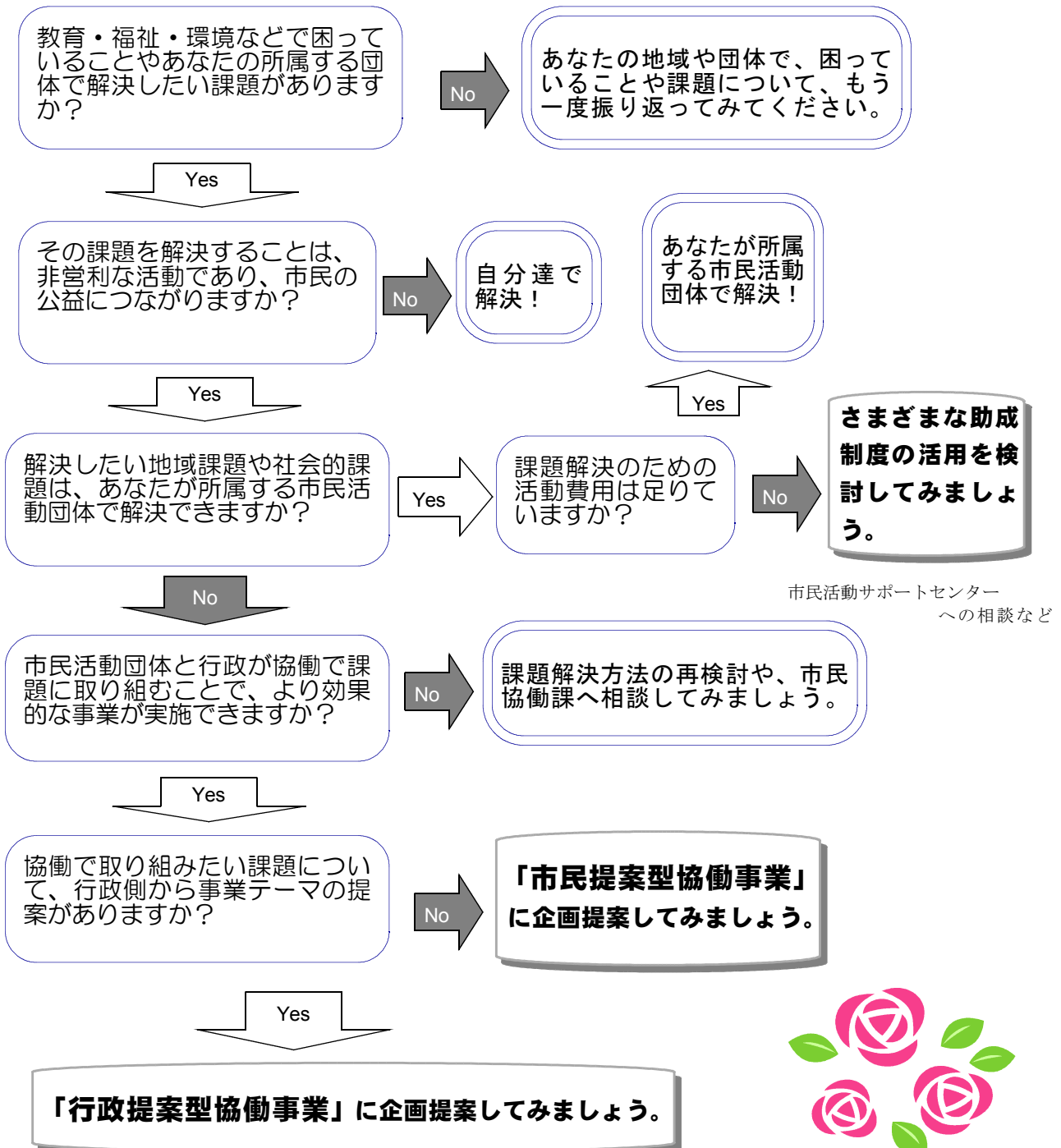
### 事業評価シートの項目見本

| 段階     | 評 価 項 目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 準備段階   | 1. 協働が開始された段階はいつからか<br><input type="checkbox"/> 企画の段階から <input type="checkbox"/> 実施段階から <input type="checkbox"/> その他 ( )<br>2. 協働の呼びかけはどちらからか<br><input type="checkbox"/> 市民活動団体 <input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> その他 ( )<br>3. 協働で行う意義は明確だったか<br><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 意義 [ ]<br>4. 事業の目的は明確だったか<br><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 目的 [ ]<br>5. 事業の目標 (何がどのような状態になることを意図しているか) は明確だったか<br><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 目標 [ ]<br>6. 市民活動団体選定のプロセスは適切だったか<br><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 理由 [ ]<br>7. 相互理解は十分だったか<br><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 理由 [ ] |
| 実施段階   | 8. 協定書作成にあたって十分協議したか<br><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 理由 [ ]<br>9. 事業運営上の役割分担は適切だったか<br><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 理由 [ ]<br>10. 進捗状況や情報を共有できたか<br><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 理由 [ ]<br>11. 実施プロセスの記録は残せたか<br><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 理由 [ ]<br>12. 互いの特性を活かすことができたか<br><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 理由 [ ]                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 終了後の段階 | 13. 事業内容の報告を作り、公開できたか<br><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 理由 [ ]<br>14. 目的・目標は達成できたか<br><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 理由 [ ]<br>15. 今後の課題と改善策を話し合ったか<br><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 理由 [ ]<br>16. 総合的に見て事業に対する満足度は<br>【 5 4 3 2 1 】 理由 [ ]<br>17. その他、気づいた点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

# 協働事業チェックシート（市民提案型 市民活動団体用）

伊勢原市では、市民活動団体と行政との協働事業の企画・事業化を推進します。  
まずは、あなたの市民活動の課題解決にピッタリの制度をチェックしてみてください。

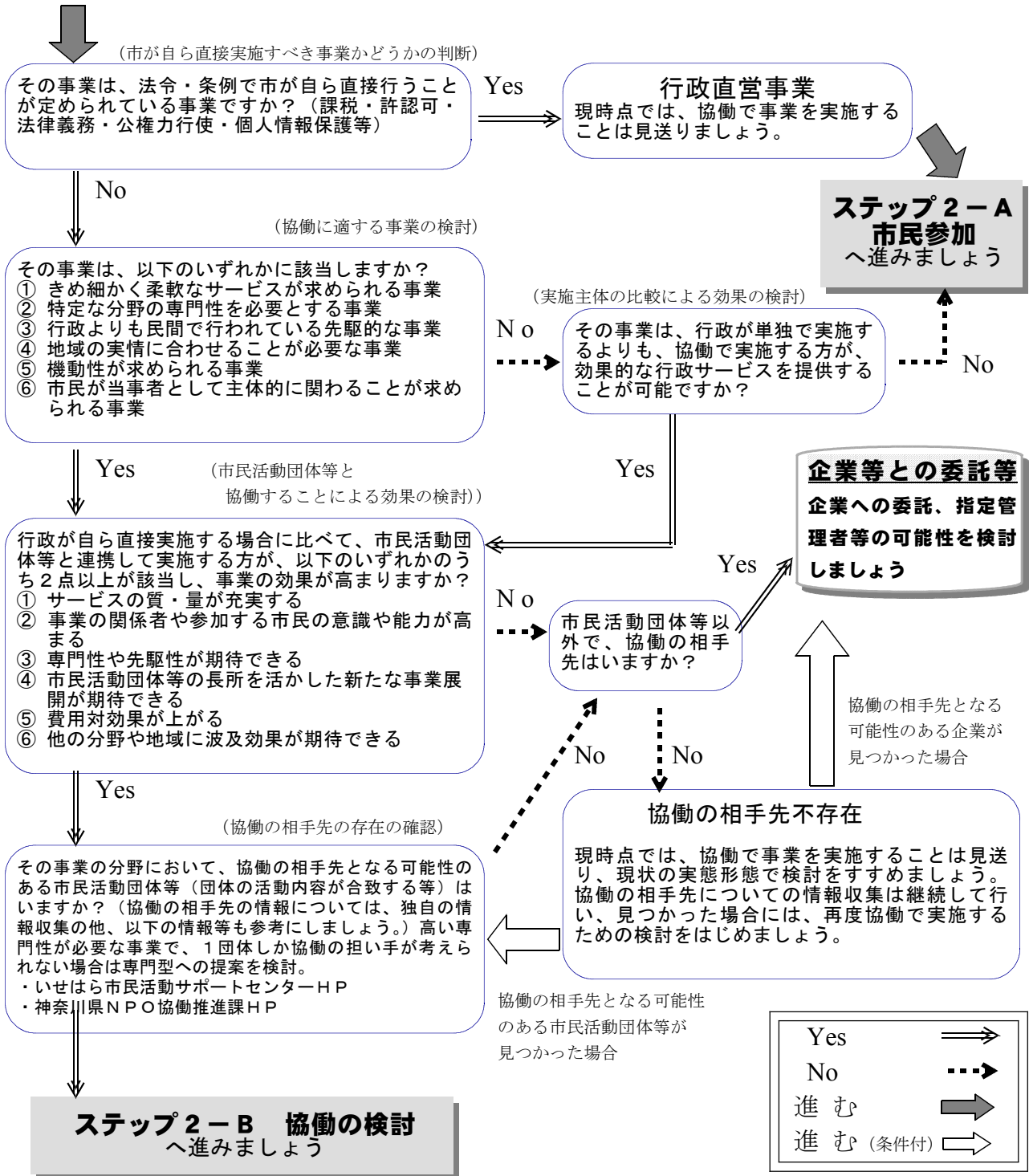
## スタート



# 協働事業チェックシート（行政提案型 行政用）

## 【ステップ1：協働の可能性の判断】

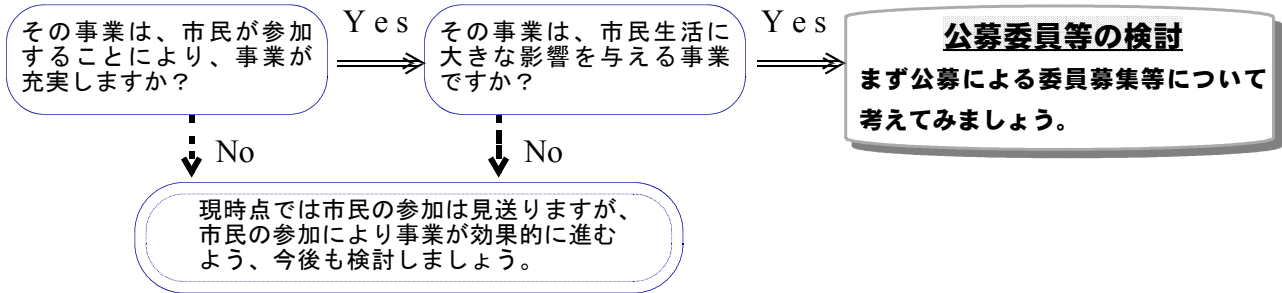
※このチェックシートは、実施している事業（今後予定している事業を含む）の中で、市（各課）が自ら直接実施している事業ごとにチェックを行うことを基本にしています。チェックにあたっては、まず、その事業の目的を確認しましょう。目的が確認できたらチェック開始です。次の項目へ進みましょう。



## 【ステップ2：実施形態の選択】

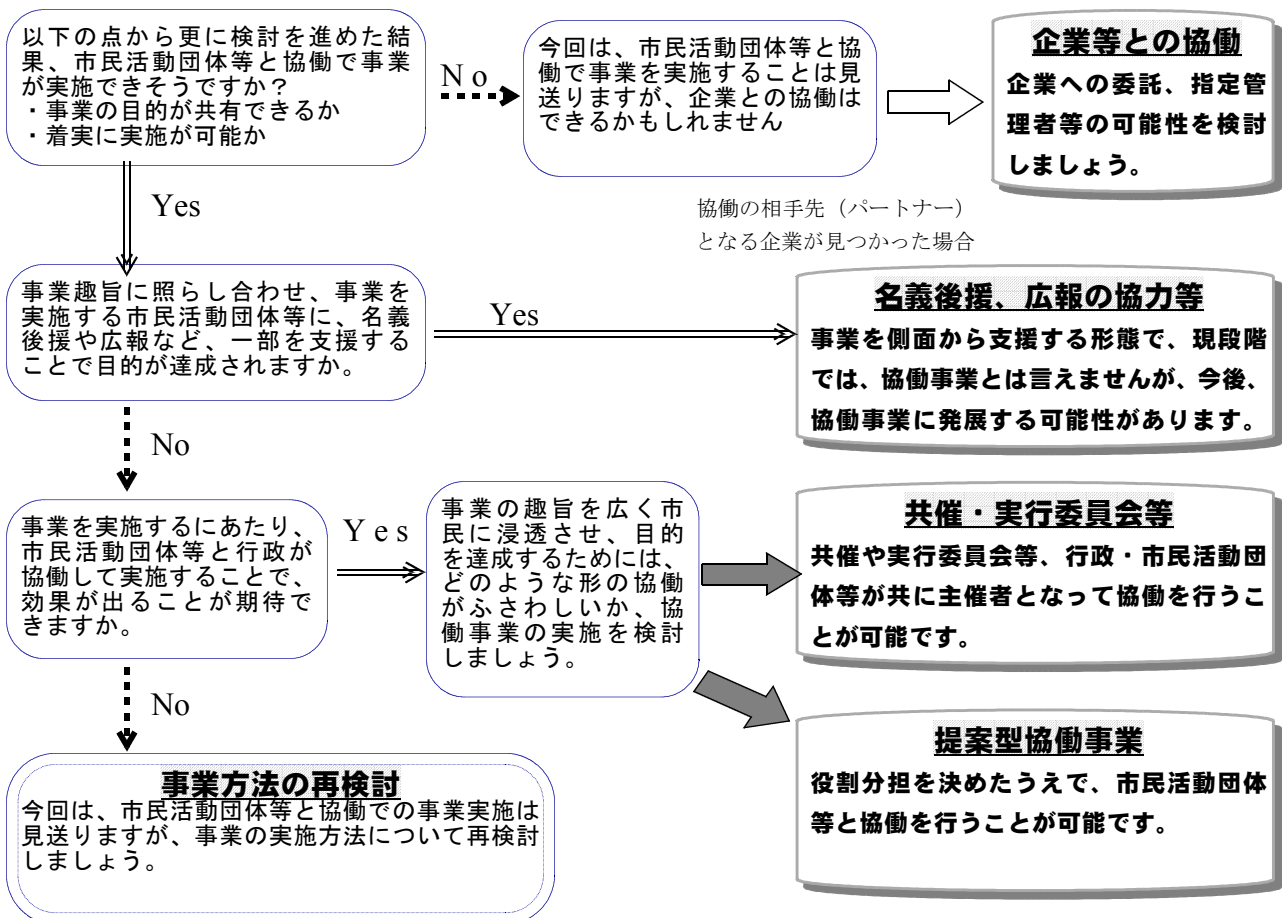
### ステップ2-A 市民参加

※ 協働での事業実施は見送っても、サービスの受け手は市民であることを常に意識し、様々な手法により市民の意見を取り入れて事業が展開できるよう考えていきましょう。



### ステップ2-B 協働の検討

※ 実際に協働による事業の実施が可能であっても、どのような手法で実施するかは、事業の内容や目指す目的・効果等、事業ごとに異なってきます。ここでは大きく「支援」「共催・実行委員会等」「提案型」に分類していますので、どのような手法が一番効果的に実施できるかチェックを進めましょう。



お問い合わせ・連絡先

伊勢原市 市民生活部 市民協働課

〒259-1188 伊勢原市田中348番地

電話 0463(94)4711 内線1121.1122

FAX 0463(97)4321

e-mail s-kyoudou@isehara-city.jp